

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
29	軌道法及び鉄道事業法に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲	国土交通省	1～5
16	介護施設に係る生活保護法と介護保険法の取扱いを連動する見直し	厚生労働省	6
35	生活保護費返還金等の徴収・収納事務の私人委託	厚生労働省	7
22	地域未来投資促進法又は農村産業法に基づく工業団地等の拡張に係る運用の弾力化	農林水産省	8～15

現行制度

軌道法及びその下位法令において、運輸開始の認可、道路の維持及び修繕の指示、一部の工事方法書変更認可等については、都道府県知事が行うこととされ、これらの認可等が行われたときは、道路法に基づく許可が行われたものとみなされている。

また、工事施行認可や工事着手、竣工期限の伸長の決定など一部の国の事務に係る申請については、都道府県知事を経由して行うこととされている。

政令市内においては都道府県が管理する道路がないが、一つの政令市内で完結する軌道についても、都道府県知事において許認可等の事務を行うこととされている。(道路を管理(直轄国道を除く)する政令市長が直接処理を行っていない。)

【参考】

○都道府県が処分権者となる手続

- ・運輸開始の認可(軌道法第10条)
- ・線路又は工事方法書記載事項変更の認可(都道府県知事案件)(軌道法施行令第6条第1項、委任政令第1条第1項)
- ・都道府県知事の道路管理者への維持及び修繕の執行の指示(軌道法第8条第1項)
- ・車両設計の変更の認可(軌道法施行規則第13条の3第1項
ただし書)

等

○国が処分権者となる手続(都道府県を経由)

- ・工事施工の認可(軌道法第5条第1項、軌道法施行令第5条第1項)
- ・工事着手、竣工期限の伸長の決定(軌道法第7条第2項、軌道法施行令第8条第3項)
- ・線路又は工事方法書記載事項の変更の認可(大臣案件)(軌道法施行令第6条第1項・軌道法施行令第6条第2項)
- ・車両設計の認可(軌道法施行規則第13条の2第1項、軌道法施行令第6条第2項)

等

軌道法における都道府県知事が行う事務について

提案の内容

○軌道法及びその下位法令に基づき、都道府県知事が行うこととされている各種許認可事務や経由事務のうち、軌道が一政令市の区域内で完結するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。

(提案団体:九州地方知事会)

○関係法令

- ・軌道法
- ・軌道法施行令
- ・軌道法施行規則
- ・軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令

提案に対する考え方

○政令市においては新たに事務を行うこととなることから、政令市の負担について配慮しつつ、効率的な事務負担の在り方について検討してまいりたい。

○なお、政令市を有する道府県で、政令市域外にも軌道が存在する場合は、政令市に加えて、道府県が引き続き許認可事務を行うこととなるため、この点なども含めて検討が必要と考えられる。

現行制度

○鉄道を道路に敷設することは原則禁止

➡ やむを得ず敷設する場合は国土交通大臣の許可が必要。

鉄道事業法 第六十一条

鉄道線路は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路に敷設してはならない。

ただし、**やむを得ない理由がある場合において、国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。**

許可基準（H13.7.31付道路局長通達）

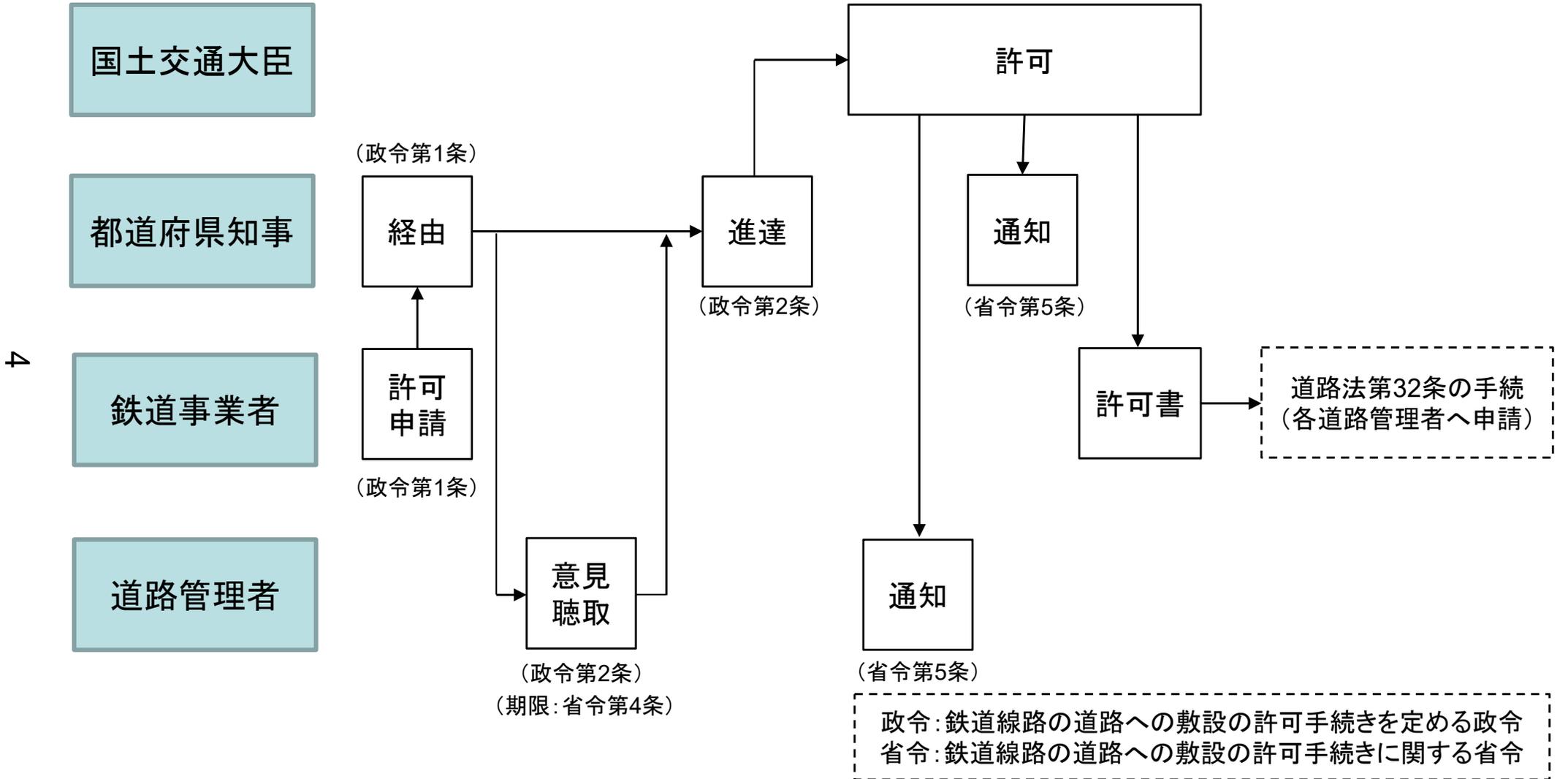
- ・ 道路に敷設するやむを得ない理由があること。
- ・ 申請に係る鉄道線路が敷設される道路の道路管理者の同意を得ていること。
- ・ 道路に敷設する路線が道路管理上支障を及ぼさないものであること。
 - (1) 道路計画、地下利用計画その他諸計画に支障を及ぼさないものであること。
 - (2) 道路管理者が行う工事との調整が図られていること（費用負担及び将来計画を含む）。
 - (3) 道路交通への影響低減について検討された工事方法であること。
 - (4) 道路に敷設される鉄道施設が必要最小限なものであること。
 - (5) 駅及びその周辺の整備計画が適切であること。

○61条許可は禁止の解除であり、許可を受けた後、各道路管理者に道路法第32条の道路占用許可を受けることとされている。

鉄道事業法第61条第1項ただし書きによる鉄道線路を道路に敷設する許可について

手続き

フローチャート(新規・変更・更新共通)



政令

第一条 鉄道事業法第六十一条第一項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添付し、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の区間の存する都道府県を統括する都道府県知事を経由して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

第二条 都道府県知事は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、遅滞なく、申請に係る鉄道線路が敷設される道路の道路管理者の意見を聴き、当該聴取した道路管理者の意見を記載した書類を同項の申請書に添付し、かつ、当該申請に対する意見を付して、これを国土交通大臣に進達しなければならない。

提案の概要

○鉄道事業法第61条ただし書に基づく、鉄道線路の道路への敷設（縦断的に敷設するものに限る）の国土交通大臣許可に伴う都道府県事務のうち、当該敷設区間が政令市内の道路に関するものについては、政令市にその事務・権限を移譲すること。

（提案団体：九州地方知事会）

提案に対する回答

○政令市においては新たに事務を行うこととなることから、政令市の負担について配慮しつつ、効率的な事務負担のあり方について検討してまいりたい。

平成25年の法改正により、平成26年7月1日以降に介護保険法による指定又は許可(以下「指定等」という。)を受けた全ての介護機関について、生活保護法による指定を受けたものとみなすこととされた。

併せて、指定等を受けたものとみなされた介護機関は、介護保険法による指定等の取消し等によりその効力が喪失したときは、連動して生活保護法による指定の効力を失うこととされているが、介護保険法における指定等の一部効力停止が行われた場合については、生活保護法において連動して指定の一部効力停止を行う規定は設けられていないところ。

【参考】

生活保護法(昭和25年法律第164号)(抄)

(介護機関の指定等)

第54条の2 (略)

2 介護機関について、別表第2の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。

3 前項の規定により第1項の指定を受けたものとみなされた別表第2の上欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

4 (略)

別表第2(第54条の2関係)

その事業として居宅介護を行う者 又は特定福祉用具販売事業者	介護保険法第41条第1項本文の 指定	同法第75条第2項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第77条第1項若しくは第115条の3第6項の規定による同法第41条第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第70条の2第1項の規定により同法第41条第1項本文の指定の効力が失われたとき。
(略)	(略)	(略)

()別表第2については、上記の事業者等のほか、その事業として居宅介護支援計画を作成する者、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、その事業として介護予防を行う者又は特定介護予防福祉用具販売事業者、その事業として介護予防支援計画を作成する者、介護予防・日常生活支援事業者についても、同様に事業の廃止等についての規定が設けられている。

生活保護費の返還金等の徴収事務について

保護費の返還が生じるケース

被保護者が急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けたとき（生活保護法第63条に基づき返還）

（例）

- ・年金等の給付を受ける手続きに時間を要するケース
- ・不動産等を所有しているが売却に時間を要するケース

不実の申請その他不正な手段により保護を受けたとき（生活保護法第78条に基づき返還）

（例）

- ・稼働収入の無申告・過少申告
- ・年金等の無申告

（参考）生活保護法（昭和25年法律第144号）（抄）

（費用返還義務）

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

保護費の返還（徴収）方法

金融機関での納付書による支払

福祉事務所での窓口払い

現金書留

口座振替

支給する保護費から徴収（ ）

被保護者の申出が必要。

ただし、生活保護法第63条に基づく返還を求めるケースにおいて、保護の実施機関の責めに帰すべき事由がある場合は、被保護者の申出があっても支給する保護費から徴収することはできない。

地域未来投資促進法及び農村産業法における 土地利用調整（「農用地区域外での開発の優先」）について

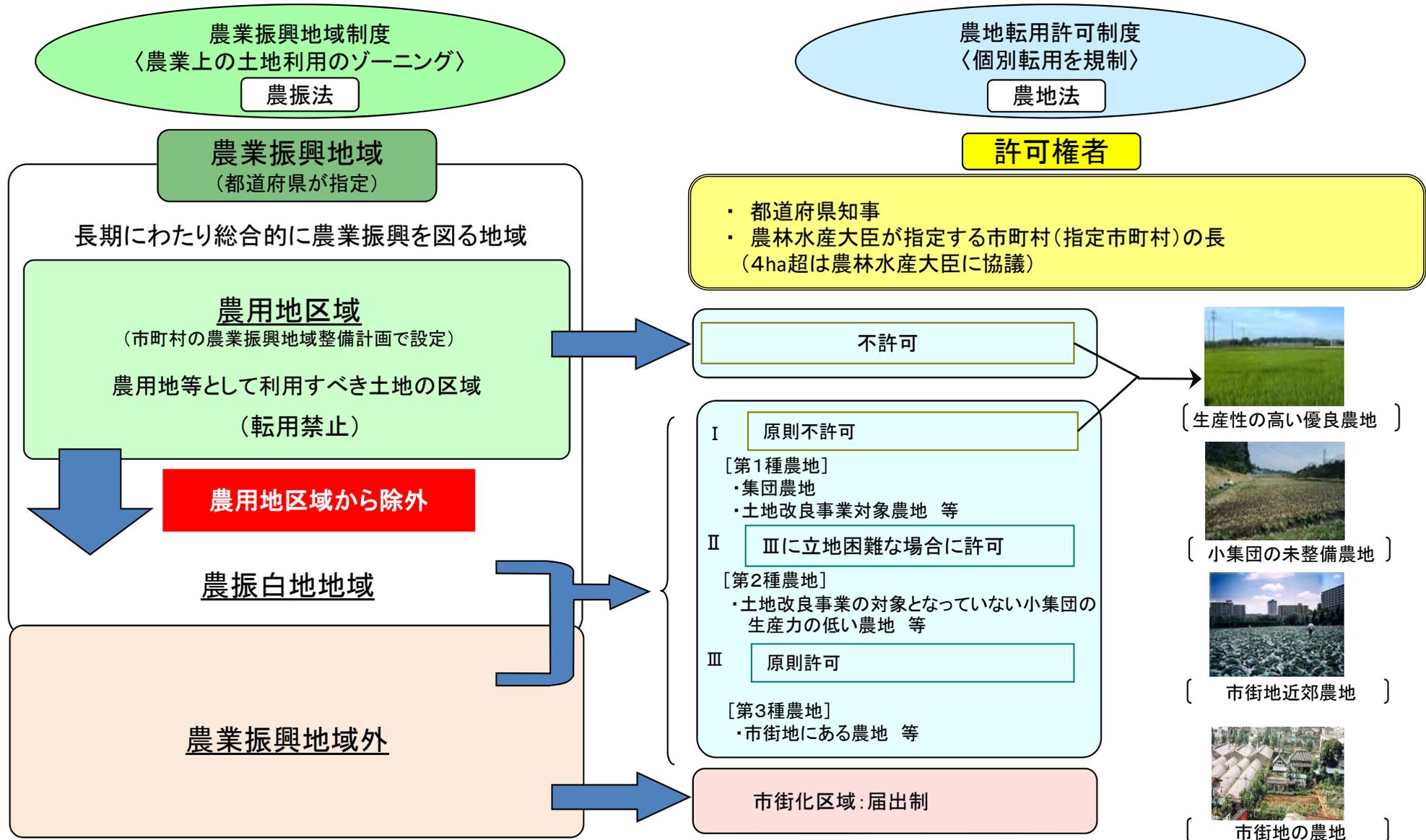
令和元年 8 月 2 日

農林水産省

農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要

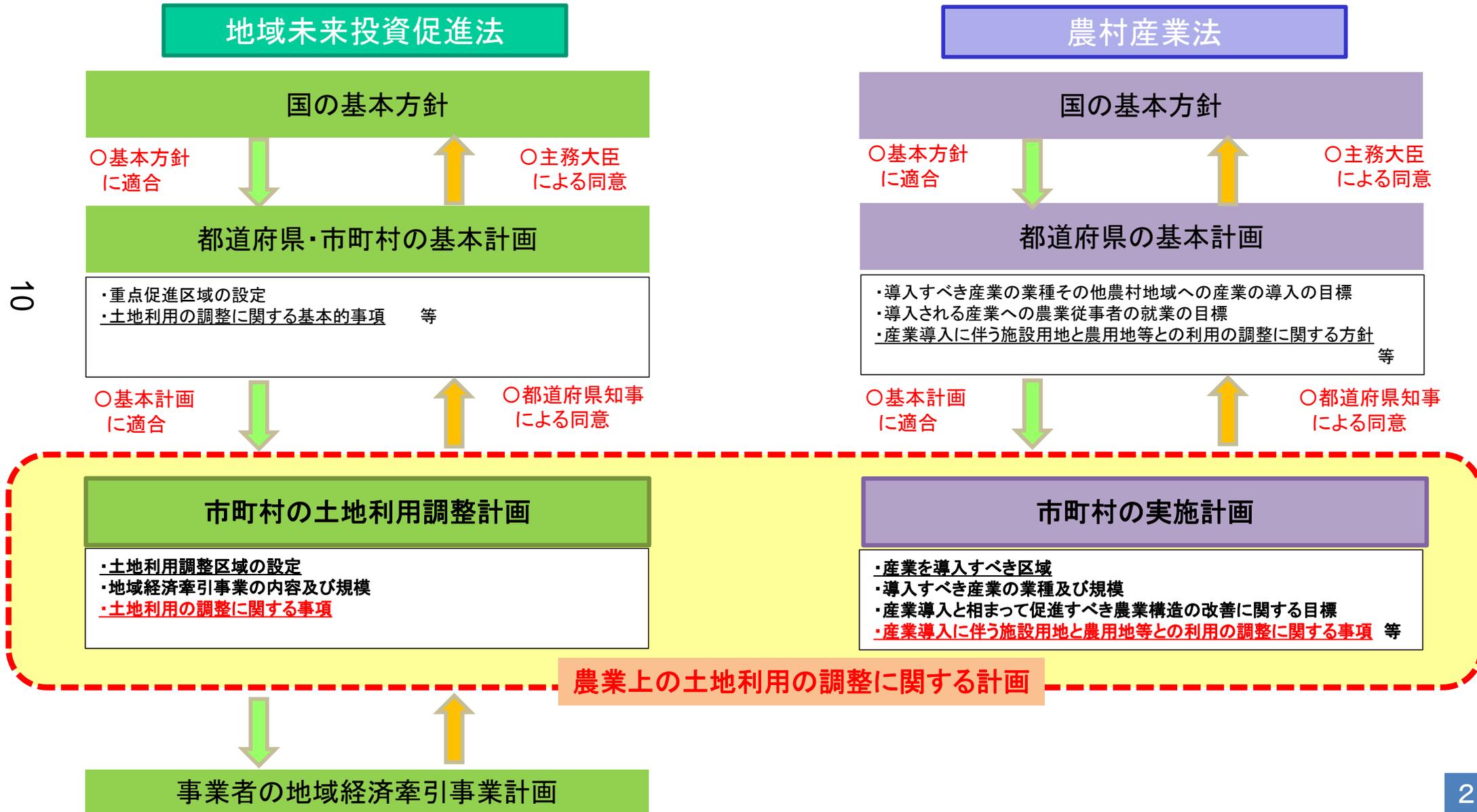
- 農用地区域は、「農用地等として利用すべき土地」について設定する。
- 農用地区域内の農地は原則として、農地転用が禁止されており、農地転用を行う場合には**農用地区域からの除外**後、農地転用の許可が必要。

6



地域未来投資促進法・農村産業法における土地利用調整の仕組み

- 地域未来投資促進法の土地利用調整計画、農村産業法の実施計画は、都道府県及び市町村による農業上の土地利用に関する協議・同意を経て策定。
- これらの計画において位置付けられた施設の用地は、事前に農業上の土地利用の調整が図られることから、農用地区域には含まれないとの扱い。(農用地区域からの除外と同等)



農振法と地域未来投資促進法・農村産業法における土地利用調整の比較

- ①農振法における農用区域からの除外要件、②地域未来投資促進法・農村産業法における土地利用調整の違いは、要件No5に関し、②では、①とは異なり、**線的整備(農業用排水事業等)**については、**実施後、8年を経過していなくても、対象地域に含めることができる**点である。
- 要件No1に関し、①において「**農用区域外の土地では代替困難**」、②において「**農用区域外での開発の優先**」と、表現の違いはあるものの、これらの要件は**同義**と解している。

No	①農振法における農用区域からの除外要件		②地域未来投資促進法・農村産業法における土地利用調整
1	○ 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当で、 農用区域以外の土地をもって代えることが困難であること	≡	○ 面積規模が最小限であること ----- ○ 農用区域外での開発を優先すること
2 ↳ ↳	○ 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと	≡	○ 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
3	○ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと	≡	○ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること
4	○ 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと	≡	○ 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
5	○ 土地改良事業等完了後8年を経過しているものであること	>	○ 土地改良事業等完了後8年を経過している(線的整備を実施した場合を除く)ものであること
備考	農振法第13条第2項において規定		農振法施行令第8条第3項及び地域未来投資促進法・農村産業法の基本方針において規定

地域未来投資促進法に基づく計画に係る運用

- 「農用地区域外での開発の優先」とは、農用地区域外で開発可能である場合に、農用地区域内での開発を一切認めないものではなく、やむを得ない場合には、農用地区域での開発は可能。

基本方針(抄)

「地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」(平成29年8月10日総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号)

第1 地域経済牽引事業の促進に関する事項

へ 環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、遊休地を含め(1)において把握された工場適地や業務用地を優先して設定するものとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に行うべき調整について、次の考え方に基づく具体的な方針を、基本計画において、地域の実情を踏まえて定めるものとする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

重点促進区域内に、都市計画法に基づく市街化区域(非線引き都市計画区域にあっては用途地域)が存在する場合には、これらに含まれる土地を優先的に土地利用調整区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

運用通知(抄)

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用について」(平成30年3月1日付け29農振第1771号農林水産省農村振興局長通知)

第2 土地利用調整計画に係る運用

1 市町村における調整

(3) 土地利用調整区域の土地利用の調整に関する事項

② 土地利用調整区域に農地を含める場合の調整方針

ア 農用地区域外での開発を優先すること

基本方針第1へ(2)①に基づき、重点促進区域内の都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域又は同法第8条第1項第1号に規定する用途地域内の土地その他農用地区域外の土地の活用が優先されているか否かを確認する。また、こうした用地があるにもかかわらず、当該用地を活用しないこととする場合には、その理由がやむを得ないものであることを確認する。

地域未来投資促進法等に係る土地利用調整の提案に関する農林水産省からの回答

【提案団体が求める措置の具体的内容】

地域未来投資促進法または農村産業法に基づく計画を作成して工業団地や工場に隣接する農用地で拡張を行う場合に限り、当該法律の基本方針①農用地区域外での開発を優先する条件については、地域にもたらされる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえた都道府県知事の判断により適用除外できる旨の規定を追加すること。

【農林水産省からの一次回答】

現行では、地域未来投資促進法及び農村産業法の計画に基づき、やむを得ず農用地区域内の農用地に工業団地等の開発用地を求める場合については、「農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」（農振法第10条第4項、政令第8条第1項第3号）として、農用地区域からの除外が可能となっている。

また、これらの法律に基づき国が定める基本方針においては、平成29年のこれらの法律の一部改正の際の国会の附帯決議において、「…国が定める基本方針において、市街化区域内など農用地区域外での開発を優先すること…を明記すること。」とされたことを踏まえ、その旨明記するとともに、やむを得ない場合には、土地利用調整区域又は産業導入地区に農地を含めることができることとしている。

このため、現行制度の下においても、農用地区域外での開発が困難で、やむを得ず農用地区域内に用地を求めるような工場用地の拡張等では、重点促進区域等に農用地区域内の土地を含めることが可能となっている。

御提案のような事例が発生していることを踏まえ、農用地区域以外での開発優先の原則にかかわらず、やむを得ず農地を含める場合の判断基準について、通知により明確化を図るとともに、担当者会議等においてその旨を周知することとしたい。

なお、提案書中具体的な支障事例において、「農用地区域からの除外を行う場合、代替農地の確保を求められる」との御指摘があるが、農林水産省においては、農用地区域からの除外を行う場合、代替農地の確保を求めるような指導等は行っていないことから、その旨を担当者会議等で周知することとしたい。

地域未来投資促進法及び農村産業法の一部改正に対する附帯決議(抜粋)

- 地域未来投資促進法及び農村産業法については、平成29年改正の国会審議において、「地域未来投資促進法や農村産業法は、農用地区域内の農地や第1種農地といった優良農地の転用を促進するのではないか」「優良農地をどのように守っていくのか」等の指摘があり、以下のとおり附帯決議が付されているところ。

地域未来投資促進法

(衆)・(参)経産委附帯決議 抄

- 三 重点促進区域の設定及び土地利用の調整に係る配慮事項として、国が定める基本方針において、市街化区域内など農用地区域外での開発を優先すること及び土地利用調整区域に農地が含まれる場合には農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすることを明記すること。

農村産業法

(参)農水委附帯決議 抄

- 一 国が策定する基本方針において、既存の産業導入地区内に造成済みの遊休地がある場合にはその活用を優先させることを明記すること。また、農業と導入産業との土地利用調整を行う際には、農用地区域外での開発を優先させるとともに、農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすることを明記し、優良農地の確保に努めること。加えて、今国会で改正された土地改良法に基づく農地中間管理機構関連事業で費用負担を求めずに事業を実施した農地については、少なくとも農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区に含めないことを明記すること。

凡例**【地域未来投資促進法】**

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）

【農村産業法】

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）

【農振法】

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

【農振法施行令】

農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）

【農地法】

農地法（昭和27年法律第229号）